社会福祉法人大河原町社会福祉協議会基金設置規程

（設置）

1. この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下｢本会｣という。）の地域

福祉事業を推進し、本会の目的達成に資するとともに、運営の安定を図るため基金を設置

する。

（基金の種類及び額）

第２条　　基金の種類及び額は次のとおりとする。

（１）地域福祉推進基金　　　 基金の額は、１，０００万円とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 地域福祉の推進と本会運営の安定化を図るため設置。

（２）災害対策基金　　　　　　 基金の額は、５００万円とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 大規模災害発生時に、本会が立ち上げる災害ボランティアセ

ンターの円滑な運営を図るため設置。

（３）車両等購入基金 　　基金の額は、１，０００万円とする。

本会が所有する福祉車両及び備品等の将来の更新・購入に

備えて設置。

　 （４）障害者自立支援推　　　　予算で定めた額を積立又は処分するものとする。工賃の安定

進基金（さくら基金）　　　　支給と地域との交流促進を図るために設置。

　 （５）財政調整基金　　　　　　　予算で定めた額を積立又は処分するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本会の財政基盤強化と経営の安定を図るため設置

（積立）

第３条　 基金として積み立てる額は予算で定める額・剰余金・寄付金、その他の収入をもって

充てる。

２　　本会会長(以下｢会長｣という。)が必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の

額を追加して積立てをすることができる。

３　　前項の規定により積立てが行われたときは、基金額は増加したものとみなす。

(管理)

第４条　　基金に属する現金は、金融機関への預金、その他安全で確実且つ有利な方法により管理しなければならない。

２ 　基金から生じる利子等は、一般会計に繰入れするものとする。

（処分）

第５条　　基金は、第２条第１項各号に定める目的に限り、全部又は一部を一般会計収支予算

に計上して処分することができる。

２　　前項で規定する以外の理由で基金の全部又は一部を処分する場合は、理事会の承認を

　経て、評議員会の議決を経なければならない。

（報告）

1. 会長は、毎会計年度に際し、第２条第１項各号に定める基金の運用状況を理事会並

びに評議員会に報告しなければならない。

（委任）

1. この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

附　則

１　この規程は、平成２１年４月１日より施行する。

２　社会福祉法人大河原町社会福祉協議会福祉基金設置規程（平成３年６月２３日施行）は

廃止する。

　　　　附　則

　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　　　附　則

　この規程は、令和４年４月１日から施行する。